

# 旅 費 規 定

## (目 的)

第 1 条 この規定は、役員及び社員が社命により出張する場合の旅費の支給について定める。

## (旅費の区分)

第 2 条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- ( 1 ) 交通費、食事代
- ( 2 ) 日当
- ( 3 ) 宿泊料

尚、交通費、食事代、宿泊料は実費精算とし、日当は、出張の初日から最終日まで、暦日により出張日数に応じて別表に定める料金を支給する。

## (出張旅費の区分)

第 3 条 出張旅費は、出張の目的、距離により次のとおりとする。

- ( 1 ) 普通出張費
- ( 2 ) 近接地出張旅費
- ( 3 ) 準出張旅費

## (普通出張旅費)

第 4 条 出張時間及び距離にかかわらず、宿泊（船車中泊を含む。）を要する出張とする。

2 普通出張旅費は、第 2 条及び別表に定めるところにより支給する。

## (近接地出張旅費)

第 5 条 出張時間及び距離にかかわらず、出発の当日帰着できる出張を近接地とする。

2 近接地出張旅費は、第 2 条及び別表に定める旅費日当の 50% を支給する。

## (準出張旅費)

第 6 条 会社の業務遂行に必要な一般知識、技能などの習得又は、資格取得のための研修等による出張を準出張とする。

2 準出張旅費は、第 2 条及び別表に定める旅費日当の 30% を支給する。

## (社有自動車等の利用)

第 7 条 社有自動車等の運行に伴う高速道路通行料、ガソリン代、修理費、駐車料、その他の経費は実費を支給する。

2 社有自動車等の利用による出張食事代、日当及び宿泊料は、第 2 条から第 6 条及び別表の定めにより支給する。

## (日当支給区分)

別 表 出張者に対する旅費日当の支給区分は次のとおりとする。

区 分	代 表 者	役 職 者	一 般 社 員
50 km 以上 100 km 未 満	5,000	3,000	2,000
100 km 以上 200 km 未 満	8,000	5,000	3,000
200 km 以上	10,000	8,000	5,000

社 名

---